ひきこもりの相談窓口

	機関名	所在地	連 絡 先	窓口の時間	備考
1	市川市障がい者支援課	市川市八幡1-1-1	TEL: 047-712-8517 FAX: 047-712-8727	月〜金 8:45〜17:15 土·日、祝日、年末年始を除く	精神疾患などの疾病や障がいが関係している方の相談支援を中心に行います。
2	基幹相談支援センター大洲 「えくる大洲ステーション」 (市川市委託事業)	市川市大洲1-18-1 急病診療・ふれあいセンター 3階	TEL:047-702-5588 FAX:047-702-5800	月〜金 8:45〜17:15 土・日、祝日、年末年始を除く	市川市にお住まいの方で、障がいのある方、そのご家族の相談等をお受けしています。 まずはお電話でご相談ください。
3	基幹相談支援センター行徳 「えくる行徳ステーション」 (市川市委託事業)	市川市末広1-1-31 行徳支所1階	TEL:047-303-3074 FAX:047-303-3075	月〜金 8:45〜17:15 土・日、祝日、年末年始を除く	市川市にお住まいの方で、障がいのある方、そのご家族の相談等をお受けしています。 まずはお電話でご相談ください。
4	千葉県市川健康福祉センター (市川保健所)	市川市南八幡5-11-22	TEL:047-377-1101 (代表) FAX:047-379-6623	【精神保健福祉相談】 月〜金 9:00〜17:00 【医師による相談】(予約制) 土・日、祝日、年末年始を除く	精神疾患などの疾病や障がいが関係している方の相談を 中心に行います。 まずはお電話でご相談ください。
5	中核地域生活支援センター 「がじゅまる」 (千葉県委託事業)	市川市大洲1-14-4 東洋荘101	TEL: 047-300-9500 FAX: 047-300-9509 e-mail:gaju9500maru@cello.ocn.ne.jp	月〜金 9:00〜17:00 必要に応じて休日・夜間の対応もいたします。	年齢や障がいの有無に関わらず、ご相談をお受けしてい ます。
6	市川市生活サポートセンター 「そら」 (市川市委託事業)	市川市東大和田1-2-10 分庁舎C棟2階	TEL: 047-704-0010 e-mail: so-ra@kir.biglobe.ne.jp	月〜金 9:00〜17:00 土・日、祝日、年末年始を除く	市川市にお住まいの方で、ひきこもりを含む生活にお困りの方からのご相談をお受けしています。 その方の状況に合わせた就労支援も実施しています。
7	千葉県ひきこもり地域支援センター	千葉市中央区仁戸名町666-2	TEL:043-209-2223	月〜金 9:30〜16:30 土・日、祝日、年末年始を除く (但し、第一金曜日のみ 13:00〜16:30)	
8	ライトハウスちば (千葉県子ども・若者総合相談センター)	千葉市中央区都町2-1-12 千葉県都町合同庁舎 4階	TEL: 043-420-8066 e-mail: lighthouse@abeam.ocn.ne.jp	火〜日 10:00〜17:00 祝日の月曜 10:00〜17:00 (月曜が祝日の場合、翌火曜は休み) Eメール相談は終日受付ております	ひきこもりのついての相談を受けています。本人が39歳までの本人・保護者・関係者・関係機関の方が対象です。 まずはお電話でご相談ください。
9	NPO法人KHJ千葉県なの花会 (全国ひきこもりKHJ親の会 千葉県支部)	千葉市中央区要町1-1 千葉市民会館 (活動場所)	TEL:070-2191-4888	8:00~18:00を中心に適宜	ひきこもり・不登校・ニートの家族支援、本人支援をしている親の会です。 講演会を月に1回、子どもへの理解と対応についての学習会を月に2回、若者の居場所を月3回実施しています。
10	【SNS相談】 「こころほっとチャット」 (特定非営利活動法人 東京メンタルヘル ス・スクエア)	厚生労働省の相談事業所です。 LINE・チャットで相談できます。	サービス内容・相談方等法は下記Webサイト をご覧ください。 https://www.npo- tms.orjp/service/sns.html	時間については下記Webサイトをご覧くださ い。 https://www.npo- tms.orjp/service/sns.html	年齢・性別を問わす、ご相談に応じます。
11	認定NPO法人 ニュースタート事務局	市川市宝2-10-18	TEL:047-307-3676 問合せフォームURL: https://www.newstart- jimu.com/contact/	月・火・木・金・土 (水・日・祝日は休み) 10:00~17:00	ニート・ひきこもり(主に18歳以上)の親御さんから のご相談をお受けしています。